

平成21年1月29日

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第1回技術分科会

議事次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 宮崎海岸侵食対策事業の進め方・新体制について
 - ・事業の進め方、新体制（宮崎海岸トライアングル）について
 - ・市民参加等についての説明、これまでの勉強会・懇談会での市民の意見について
4. 規約説明及び承認
5. 委員紹介
6. 分科会長選任および分科会長あいさつ
7. 侵食対策検討のための前提条件の整理
 - ・これまでの検討経緯
 - ・土砂収支の推定（漂砂特性）に関する考え方（調査状況・データ、算出根拠等）
 - ・地形変化モデルについて
8. 報告
 - ・試験養浜の状況報告
9. その他
10. 閉会

宮崎海岸侵食対策検討委員会 技術分科会に関する細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、「宮崎海岸侵食対策検討委員会規約」第2条第2項に基づき設置する技術分科会に関し、必要な事項を検討をするものとする。

（検討事項）

第2条 技術分科会は、宮崎海岸侵食対策検討委員会が付託した事項を検討するものとする。

（構成）

第3条 技術分科会委員は別表に掲げる技術分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。

（会議）

- 第4条 技術分科会に分科会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 技術分科会は、分科会長が招集する。
 - 3 分科会長は分科会を主宰する。
 - 4 分科会長に事故があったとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ氏名する委員がその職務を代行する。
 - 5 技術分科会は必要に応じて分科会員以外の学識者等を招集できる。
 - 6 技術分科会は過半数の出席をもって成立する。
 - 7 技術分科会に、海岸侵食対策工法についての地域意見を中立的な立場から発言権を有する、オブザーバーを設ける。
 - 8 技術分科会に属する委員等は非常勤とし、その任期は当該専門の事項に関する検討が終了するまでの期間とする。

（事務局）

第5条 分科会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県河川課におき、庶務を処理する。

（細則の改正）

第6条 分科会はこの細則を改正する必要があるとき認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

（委任）

第7条 この細則に定めるもののほか、技術分科会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この細則は、平成 21年1月29日から施行する。

○技術分科会委員(案) ※50音順

	氏名	現職	技術分野
委員	佐藤 慎司	東京大学工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	海岸工学、海岸保全
委員	諏訪 義雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	海岸侵食対策
委員	西 隆一郎	鹿児島大学水産学部 准教授	海岸環境工学、水産海洋学
委員	松田 博貴	熊本大学大学院自然科学研究科 地球環境科学講座 教授	堆積学
委員	村上 啓介	宮崎大学工学部土木環境工学科 准教授	水工学、海岸工学・防災技術
オブザーバー	吉武 哲信	宮崎大学工学部土木環境工学科 准教授	都市計画、市民コーディネータ